

令和8年第5回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月10日(金) 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2B、2C

3 出席委員 18名

会長

20番 森 義博

委員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	4番	宮崎 尚彦
5番	伊藤 美穂子	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
10番	小林 達英	11番	佐藤 善一
12番	一戸 孝志	13番	工藤 昇
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈	18番	中谷 徳善
19番	小山内 清人		

欠席

9番 石岡 雅樹 14番 佐藤 敬道

4 次第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更に係る意見について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第21号 農用地の買入協議の要請に係る意見について

議案第22号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- 報告第 1 1 号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
報告第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて
報告第 1 3 号 農用地利用集積等促進計画（売買）の取下げについて

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局
主 事 宮越 遼人

7 参 与

農業委員会事務局
局 長 外崎 経明
次 長 鈴木 秀人
係 長 山田 竜太郎

農業委員会金木支所
支所長 阿部 真也

農業委員会市浦支所
支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3時)

司 会 ただ今から令和8年第5回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は18名であ
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私
から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
議事録署名者には、3番 角田 里美(かくた さとみ)委員、4番 宮崎 尚彦
(みやざき なおひこ)委員のご両名を指名いたします。また、書記には宮越主
事を任命いたします。

議 長 なお、参与として、外崎事務局長、鈴木次長、山田農地係長、阿部金木支
所長、奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和8年3月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあつ
せん委員会を行い、奈良正推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有
償移転事業2件を適正に処理しました。

また、令和8年4月1日午前11時00分から、山形浩一委員、外崎高逸委員、乗田栄一委員で五所川原南地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転2件、無償所有権移転4件、賃貸借権設定34件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議長 議案第18号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、番号12番、39番、40番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、番号12番、39番、40番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、番号12番、39番、40番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、番号12番、39番、40番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、16番 柳原一夫(やなぎはらかずお)委員には退席をお願いいたします。

柳原委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、番号12番、39番、40番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、番号12番、39番、40番について原案のとおり許可いたします。

16番 柳原一夫(やなぎはらかずお)委員の入室を許可いたします。

柳原委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 24ページをご覧ください。

議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更に係る意見について」であります。

令和7年3月25日付けで申請があり令和7年5月16日付け指令第922号をもって許可された農地法第5条第1項の規定による許可申請について、転用事業者より事業計画変更承認申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、1件です。

25ページをご覧ください。

1 番 磯松磯野、田1筆、1,591 m²。

転用事業者は記載のとおりです。

当該申請は風況観測のため令和7年5月16日付けで一時転用許可されておりましたが、事業者よりボーリングによる地質調査を加えて実施したいとの申し出があり、変更承認申請に至ったものであります。

一時転用の期間及び面積に変更はなく、周辺の農地等への影響も少ないと見込まれることから、転用にあたり許可相当であると判断されます。

議 長 議案第19号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第19号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第19号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第20号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 26 ページをご覧ください。

議案第20号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式17件、売買17件です。

27ページから34ページまでの17件については、一括方式による貸借の促進計画で、35ページから42ページまでの17件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により5月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第20号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第20号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、議案第20号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第21号「農用地の買入協議の要請に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いいたします。

参与 43ページをご覧ください。

議案第21号、「農用地の買入協議の要請に係る意見について」、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入が必要と認められるので、五所川原市長に対し要請するため意見を求めるものです。

1番 金木町沢部ほか、田44筆、畑1筆、合計200,370㎡

申し出人は記載のとおりです。

利用調整上、特に問題となった事項については、売買価格の不一致により、譲渡人の売渡し希望価格は総額

16,599,000円であり、同価格で買受希望者にあっせんしたが、折り合いがつかず不調に終わったものであります。

議長 議案第21号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第21号について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第21号について原案のとおり決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第 2 2 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 4 6 ページをご覧ください。

議案第 2 2 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は 3 件です。

4 7 ページをご覧ください。

1 番 大字小曲字沼田、畑 1 筆、29 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、宅地の一部となっており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

2 番 大字沖飯詰字男鹿、田 1 筆、201 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は原野です。調査の結果、平成 17 年 10 月 21 日付けで、農地法第 5 条の許可がされておりました。

3 番 大字沖飯詰字男鹿、田 1 筆、174 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は原野です。調査の結果、平成 17 年 10 月 21 日付けで、農地法第 5 条の許可がされておりました。

現地調査時の写真については、4 8 ページをご覧ください。

議 長 議案第 2 2 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 2 2 号について承認することにご異議
ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 2 号について原案のとおり承認いた
します。

以上、議案第 1 8 号から議案第 2 2 号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から
何か報告等ございませんか。

事務局 五所川原市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針、五所
川原市農業委員会情報端末使用基準について説明した。

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。